平成２３年（フ）第１６１号
福井県坂井市坂井町上新庄35―７―２　ウイングヒル203、住民票上の住所福井県あわら市下金屋第８号37番地
債務者　酒井　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
岐阜市則武中１―23―５　ガーデンスクエアー102号室、住民票上の住所岐阜市本郷町２丁目19番地
債務者　服部　政子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１１号
岐阜県可児市下恵土1084―１　中島博方、住民票上の住所岐阜市本郷町２丁目19番地
債務者　服部　敏朗
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６１号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目11番地の３
債務者　伊藤　史和
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９７７号
北海道石狩市花川南３条４丁目78番地
債務者　加藤　　光
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９０号
札幌市豊平区美園８条３丁目５番６号
債務者　榎本　正紀
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１２号
札幌市東区北28条東18丁目１番11号　ソレイユハイム新道東Ａ棟205号
債務者　福澤　雄介
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３９号
札幌市豊平区西岡５条３丁目８番５号　巽ハイツ102
債務者　安達友紀子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７７号
札幌市厚別区厚別南２丁目６番28―302号
債務者　永濱佐代子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０３号
札幌市西区西野５条３丁目５番21号　山田アパート
債務者　栗田千夏子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１３号
北海道千歳市自由ヶ丘６丁目16番20号
債務者　鎌田　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３２号
札幌市清田区平岡１条５丁目２番12―903号
債務者　加藤由喜江（旧姓佐野・山口・藤川）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６２号
北海道千歳市青葉３丁目10番２号
債務者　佐藤　政弘
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２００号
北海道北広島市大曲柏葉２丁目８番地８
債務者　大家　浩美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０１号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目10番地２　レオパレスエスペールポナール103号
債務者　大家　麻衣
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７２号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目１番28―306号
債務者　高田　健吉
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８３号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番４―303号
債務者　後藤　修一
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部